

幸手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部 を改正する条例

幸手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に改める。

第8条第1項の表中「169,800」を「181,800」に、「191,700」を「202,400」に、「234,400」を「240,900」に、「266,000」を「271,600」に、「290,700」を「295,400」に改める。

第10条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に係る改正規定を除く。)による幸手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の幸手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和5年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

人事院勧告を踏まえた一般職の任期付職員の給料月額並びに令和6年度から支給する特定業務等従事任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。